

東京都立青峰学園ホームページ管理運用規程

(目的)

第1 本規定は、東京都ホームページ利用要綱、東京都教育委員会におけるホームページ利用要綱及び東京都立学校ホームページ管理運用規程に基づき、東京都立青峰学園がインターネットのホームページを活用し、学校に関する情報を提供することにより、わかりやすく開かれた学校を実現することを目的として、東京都立青峰学園におけるホームページの管理運用について定める。

(ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2 ホームページ管理者(以下「管理者」という。)は学校長とし、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。
2 管理者は、ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という。)を原則2名置き、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策の実施に当たらせる。

(ホームページ管理運営委員会の設置)

第3 ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び校内調整を行うため、ホームページ管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 ホームページの管理運用に関すること。
- 二 ホームページの掲載内容に関すること。
- 三 セキュリティに関すること。
- 四 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
- 五 知的所有権に関すること。
- 六 その他

3 委員会は、教職員の中から管理者が任命する者をもって構成する。

- 一 委員会には、委員長(管理者)、委員長代理を置き、委員長が委員長代理を指名する。
- 二 委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- 三 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(教育・訓練)

第4 管理者は責任者にネットワーク管理及びセキュリティに関する教育を定期的実施する。

(評価)

第5 管理者は責任者に命じ、システムの安全性(セキュリティ対策)に関する評価を定期的実施する。

(不正侵入及び改ざん等への対応)

第6 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

- 一 管理者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合の対応を「不正侵入・改ざん等管理運用基準」に基づき、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。
- 二 ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- 三 定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。
- 四 コンピュータウイルスに感染した場合は、対応についての相談を総務部教育情報課情報化推進担当に速やかに行う。また、その状況及び対応経過についての報告は、TAIMS 掲示板「ウイルス届出(教育庁)」により行う。

2 前項第一号及び第四号の事故が発生したときは、発見者は管理者に報告する。

3 前項第一号及び第四号の事故が発生したときは、管理者は教育庁総務部教育情報課長に報告する。

(個人情報・知的所有権の保護)

第7 ホームページに情報を掲載する場合は、東京都個人情報の保護に関する条例及び東京都著作権取扱要綱等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

- 一 生徒等の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は公開しない。
- 二 生徒等の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上で行う。

なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒及び保護者等の同意を得て、原則として姓を用い名は使わない。

- 三 P T A等の学校教育活動協力者(以下「協力者」という。)の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。
- 四 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。

(ホームページ上に掲載する情報の基準)

第8 ホームページ上に掲載する情報は、「東京都立高等学校ホームページ管理運用規程」により、次に掲げるものとする。

- 一 基本情報(学校名、課程・学科等、所在地、交通手段・最寄り駅、生徒概況、学校の沿革等)
- 二 教育目標及び教育課程
- 三 学校経営に関する事項(学校経営計画、学校経営報告)
- 四 学校運営組織に関する事項(管理運営規程、校務分掌組織等)
- 五 学校生活に関する事項(特色ある教育活動、学校行事、生徒会活動、部活動、卒業後の進路情報、盲・ろう・養護学校における交流活動及び講演会の案内)
- 六 学校説明会・学校見学会・体験入学の日程、授業公開日・授業公開週間の日程
- 七 入学者選抜又は入学案内に関する情報
- 八 予算概要(自律経営推進予算)
- 九 学校運営連絡協議会の概要
- 十 施設状況(防犯上支障のない程度)
- 十一 学校開放事業
- 十二 その他、管理者が開かれた学校の推進に有効であると判断するもの

(電子メールによる意見、要望等の受付)

第9 ホームページに関する意見、要望等の受付先として、Eメールアドレスを公開する。

(禁止事項)

第10 以下に掲げる内容は公式ホームページに掲載しない

- 一 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益などをもたらすもの
- 二 犯罪行為に結びつくおそれがあるもの
- 三 法律などに違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- 四 営利を目的としたもの
- 五 管理者が不適切と判断したもの

付 則

この規程は平成20年4月21日より施行する。

この規程は平成20年10月14日より施行する。